

令和2年11月12日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 本澤 陽 一 様

特定個人情報保護評価部会
部会長 井原 真吾

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1 審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第28条第1項に基づく次に掲げる事務における特定個人情報保護評価について

- (1) 国民健康保険に関する事務
- (2) 後期高齢者医療事務
- (3) 国民年金に関する事務

2 調査審議の内容

- (1) 各事務に係る全項目評価書（案）を確認した。
- (2) 部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

3 部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等（以下「関係法令等」という。）の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

ただし、後期高齢者医療事務及び国民年金に関する事務について、委託事項の追加は重要な変更であるため、特定個人情報保護評価の再実施（以下「評価の再実施」という。）についてはこれを事前に行うべきところ、事後の評価の再実施となったことは遺憾であり、実施機関は、評価の再実施について、関係法令等に基づき適切な時期に行うよう留意されたい。

4 審議経過

- (1) 令和2年 6月30日 第10回部会
- (2) 令和2年10月26日 第11回部会